

書面揭示事項

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面揭示することとされている事項について掲載しています。

調剤報酬点数表について

調剤報酬点数一覧表（別紙1）

取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

当薬局は、以下の処方箋も対応しています。

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療、精神通院医療）
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・心神喪失者医療観察法に基づく指定

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当薬局は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方（全額公費負担の方を除く）についても、明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は、お申し出ください。

時間外等加算（時間外・休日・深夜）について

当薬局は、24時間、電話連絡に対応しています。

ただし、開局時間以外の調剤は、原則、緊急時の受診後に発行された処方箋に限ります。
その場合、「時間外加算等」を算定させていただきます。

夜間・休日等加算について

開局中の午後7時（土曜日は午後1時）以降から午前8時までの間、または休日の調剤については「夜間・休日等加算」を算定させていただく場合があります。

調剤基本料について

調剤基本料1を算定しています。

後発医薬品調剤について

当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。

先発医薬品を希望される患者さんは、薬剤師へお申し出ください。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合があります。

必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

調剤管理料について

保険薬剤師が、患者さん又はそのご家族等から収集した当該患者さんの投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さんごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を行います。

服薬管理指導料について

患者さんごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。

薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さんの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。

処方された薬剤について、薬剤交付後においても、服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

施設基準の届出
<p>当薬局は、以下の施設基準による加算を算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤基本料1 ・地域支援・医薬品供給対応体制加算1 ・連携強化加算 ・電子的調剤情報連携体制整備加算 ・服薬管理指導料 注1に規定する かかりつけ薬剤師 ・特定薬剤管理指導加算2 ・調剤ベースアップ評価料 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料

先発医薬品（長期収載品）の調剤
<p>患者さんが先発医薬品（長期収載品）を希望される場合は、先発医薬品（長期収載品）と後発医薬品の価格との差額の1/2相当を、特別の料金として、ご負担をお願いしています。（医師が医療上必要と判断した場合等を除く）</p>

在宅医療について
<p>在宅で療養中の患者さんのうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご希望される場合はお申出下さい。（担当医師の了解と指示等が必要です）</p>

電子的調剤情報連携体制整備加算について
<p>当薬局は、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。 ・マイナ保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ・電子処方箋（導入済）や電子カルテ情報共有サービス（今後導入予定）を活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

抗原検査キットの販売について
<p>当薬局は、抗原検査キットを販売しています。</p> <p>在庫切れの可能性もございますので、お買い求めの際はあらかじめ薬局へお問い合わせください。</p>

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて	
<p>当薬局は、療養の給付の対象外となる以下について、患者さんのご負担をお願いしています。</p>	
患者さんの希望に基づく一包化	42日分まで：7日分ごとに 340円(税込) 43日以上：日数に関係なく 2,400円(税込)
軟膏、シロップ等の容器代	1個につき 50円（税込） なお、衛生管理上、容器の持ち込みはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
患者さんの希望に基づく服薬カレンダー	実費
生命保険等に必要書類の作成料	1枚につき 1,100円(税込)
在宅医療に係る 交通費・薬剤の持参料	自家用車を利用する場合、市内は無料、市外は応相談
禁煙補助剤の調剤（治療以外）する場合	薬剤料 投与数量に応じた実費
喘息治療剤のための小型吸入器等	喘息治療剤の小型吸入器 実費 鼻腔・口腔内治療剤の噴霧・吸入器 実費 なお、当該吸入器を返還された場合は、実費を返金します。
近視の進行抑制の点眼剤の支給	リジュセアミニ点眼液0.025% 1本につき 140円（税込） 調剤に係る費用 別途
緊急時の受診後に発行された処方箋以外の処方箋を開局時間以外に調剤した場合	一律 3,300円（税込）

居宅療養管理指導に関する運営規程の概要等の重要事項

在宅療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問して薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただきます。

なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

- ・居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程（別紙2）
- ・介護保険サービス提供事業者としての揭示（別紙3）

個人情報保護に関する基本方針について

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取扱いについて

当薬局は、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- (1) 当薬局における調剤サービスの提供
- (2) 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先
- (3) 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- (4) 病院、診療所などからの照会への回答
- (5) 家族などへの薬に関する説明
- (6) 医療保険・介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関または保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- (7) 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- (8) 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (9) 当薬局内で行う観察研究や症例報告
- (10) 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- (11) 外部監査機関への情報提供

笹菊東明薬局

所在地 新潟県新潟市東区東明2-9-29
TEL 営業時間 025-278-7737（営業時間内）
時間外 080-7666-2143（夜間・休日）
FAX 025-278-8070
営業時間 月火木金 9:00～18:00
土 9:00～13:00
定休日 水・土午後・日・祝日